

(別紙様式)

民法第733条第2項に該当する旨の証明書

診察を受ける者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日 (歳)
	前婚の解消又は取消日(①)	年 月 日 (注1)

(注1) 前婚の解消又は取消日(以下「①の日」という)については、本人の申出による日を記載する。

上記記載の者について、①の日に懐胎していなかった又は①の日の後に出産したことを証明する。

(理由について、以下の□のいずれかにチェックし、必要事項を記入してください)

①の日より後に懐胎している

懐胎の時期(推定排卵日)は、①の日の後である、年 月 日から年 月 日までと推定される。

算出根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 懐胎の時期(推定排卵日)は、超音波検査及びその他の診断により求められた推定排卵日(妊娠2週0日)に前後各14日間ずつを加え算出した(注2)。

(注2) 医師の判断により、より正確な診断が可能なときは、前後各14日間より短い日数を加えることになる。

2. その他(不妊治療に対して行われる生殖補助医療の実施日を基に算出等、具体的にお書きください)
()

①の日以後の一定の時期において懐胎していない

根拠(1. 2. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 診察日(注3)において尿妊娠反応が陰性である。

診察日: 年 月 日

(注3) ①の日から4週間以上経過した日以降に尿妊娠検査(感度hCG50IU/Lまたは25IU/Lのもの)を行い、その反応が陰性の場合、①の日から継続する正常妊娠はないと判断する。

2. 上記1. 以外の場合であって、①の日以降の一定の時期において、以下の理由により、懐胎していないと判断できる(注4)。

(理由:)

(注4) 1. 以外であっても、医師の判断により、①の日以後の一定の時期において、懐胎していないとの診断が可能な場合である。

①の日以後に出産(注5)した

出産の日 / 年 月 日

(注5) ここにいう出産には、出産(早産を含む)、死産(流産)、異所性妊娠(子宮外妊娠)の手術が含まれる。

令和 年 月 日

医師 (住所)

(氏名)

※ この証明書は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日以内にする婚姻届に添付するために医師が作成するものです。